有限会社金豊	宮崎県日南市大字益安六百九十六番地一	防水施工
澤田組	沖縄県中頭郡北谷町宮城二番地百七十二	型枠施工
有限会社南進建設	沖縄県島尻郡南風原町字宮平四百三十二番地五	型枠施工

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

○法務省告示第三百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
株式会社下村鉄工所	長野県上田市塩川七百十二番地四	鉄工	
［略］			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
有限会社下村鉄工所	長野県上田市塩川七百十二番地四	鉄工	
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
株式会社長瀬建設	宮崎県都城市高木町四千七百六十九番地四	型枠施工	
［略］			
有限会社誠啓創建	神奈川県川崎市川崎区四谷上町六番十五号	塗装	

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			
［同上］			
［項を加える。］			

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			